

1 基本方針改定の趣旨

平成20年10月に策定しました「上田市人権施策基本方針」は、平成18年3月6日の合併前の旧市町村の施策等を踏まえて策定したものです。この基本方針には、「人権施策基本計画」が定められており、計画期間を平成24年度までの5か年としています。

この間、上田市の人権施策については、人権施策基本方針に基づいて進める一方、市教育委員会は、平成21年3月に「上田市人権同和教育の基本方針」を策定し、これに基づき学校、職場、地域、家庭における人権同和教育と啓発を進めてきました。

平成22年2月には、長野県において県人権政策審議会の答申に沿った「長野県人権政策推進基本方針」が策定されました。この基本方針は、長野県の人権施策推進の柱として、県下各市町村の人権施策と連携しながら進められています。

人権を取り巻く状況は、少子高齢化の一層の進行や社会経済情勢の急速な変化により、人々の価値観や生活環境は大きく変わってきているため、一人ひとりの生き方は多様化し、生活に関わりのあるさまざまな分野で多くの課題に直面してきています。また、日々、虐待やいじめなどのさまざまな人権侵害が発生しており、更にインターネットによる人権侵害も大きな問題となっています。

このような状況の中、上田市人権施策基本方針の計画期間が満了することから、基本方針の見直しを行うにあたり、両方針を一本化して施策を推進するため、「上田市人権同和教育の基本方針」の見直しを併せて行い、市が進める人権施策の全般にわたる基本的な考え方や方向性を示すものとして、両方針を一本化した「上田市人権施策基本方針(第一次改訂)」を策定しました。